特定非営利活動法人わくわくキッズ

行動計画（次世代育成・女性活躍推進）

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

１．行動計画期間　令和４年４月１日～令和９年３月３１日までの５年間

２．内容

目　標　1：次世代育成支援対策法

育休取得予定者に円滑な育休取得、職場復帰をサポートするため、両立支援や産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除等の制度周知や情報提供を行うとともに、職場復帰のサポート体制を作る。

＜対策＞

令和４年4月～

・育休取得予定者に円滑な育休取得、職場復帰をサポートするため、両立支援・育児休業に関する情報等の提供をする。

・育休取得者への定期的な連絡体制を整備し、復帰に向けての情報提供および相談を行い、復帰に対しての不安感の軽減を図る。

＜取組み＞

・円滑な育休取得、職場復帰のサポートのため、育児休業取得に関する情報シートを作成し、配布する。

・育休取得者への定期的な連絡体制および相談窓口を設置し、職場ごとに周知する。

目　標　2：女性活躍推進法・次世代育成支援対策法

ワークライフバランスの取れた職場環境をつくるため、年次有給休暇取得率を

付与日数の6５％以上とする。

＜対策＞

令和４年４月～

・職員の年次有給休暇取得日数に対する同取得率を65％以上とすることを目標に、職場ごと

に計画的に取得できる環境整備を行なう。

＜取組み＞

・職場優先の意識等を改善するための職場内研修を実施する。

・職場ごとに、一年間（４月～３月）の年次有給休暇取得計画を策定し、その計画に基づき

各月シフト計画を作成、実施および取得状況を把握する。